

令和 2 年 2 月 1 日～ご予約方法が変わります！

精華町の規則改正により、2020 年（令和 2 年）2 月 1 日からご予約の方法が変わります！

令和 2 年 2 月・3 月をご使用の場合もこの適用を受けますが、2 月 1 日以前にご予約いただいた分につきましては、従前の規則を適用します。詳しくは窓口にお問い合わせください。

対象施設は次の通りです。**ご注意ください！**

- むくのきセンター（精華町立体育館・コミュニティーセンター）
- 打越台グラウンド・テニスコート
- 池谷公園テニスコート

変更その① 予約受付開始日について

ご使用日	町内の方(在勤含む)	町外の方
4 月から 9 月まで	2 月 1 日～	3 月 1 日～
10 月から 3 月まで	8 月 1 日～	9 月 1 日～

変更その② 仮予約について

- 仮予約はインターネット又はむくのきセンター窓口のいずれかのみとなります。
- 精華町内在住で利用者登録をしている方のみインターネットから仮予約できます。
- 仮予約の期間は使用日の 1 月前までとなり、それ以降は本予約のみとなります。

注） 使用希望日が 1 月以内の場合は、本予約のみとなります。

注） お電話による仮予約はできません。（お電話では空き状況照会のみとなります）

変更その③ 本予約について

- むくのきセンター窓口で申請手続き(申請書の記入と料金のお支払い)をしてください。

変更その④ 使用の取消し及び使用料金の還付について

- 自己都合による取消しが可能です。ただし、窓口で取消申請と還付申請が必要となります。

注） お電話では取消し、又は取消申請、還付申請はできません。

期 間	返金率
1 週間前まで	100%
1 週間から前日まで	50%
当日	返金なし

- 天候等により取消しする場合(使用日以後のみ)は、使用日から 1 週間以内に還付申請をして全額返金いたします。

変更その⑤ 使用料の充当処理について

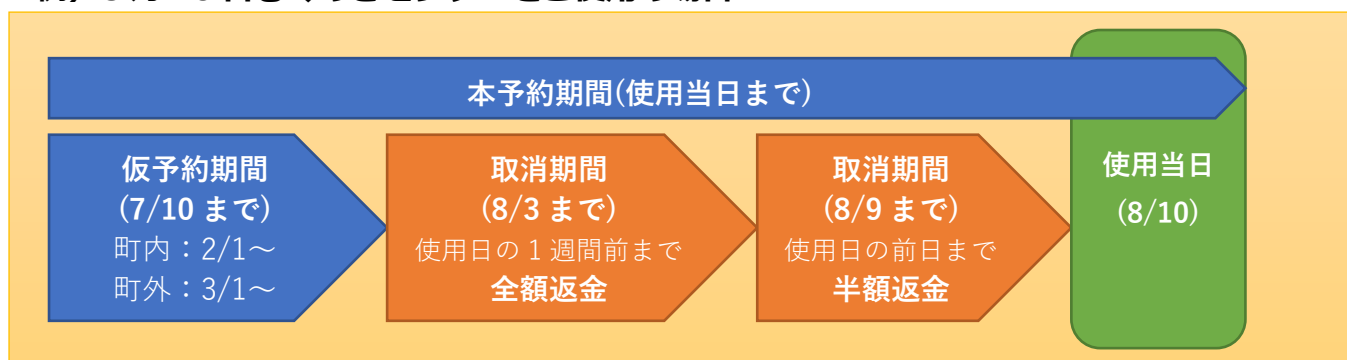
- 次の使用日が決まっている場合に限り、取消した使用料相当額を充当することができます。
充当処理はむくのきセンター窓口でのお取り扱いとなります。

注) 次の使用日が決まっていない場合は、還付申請により返金します。

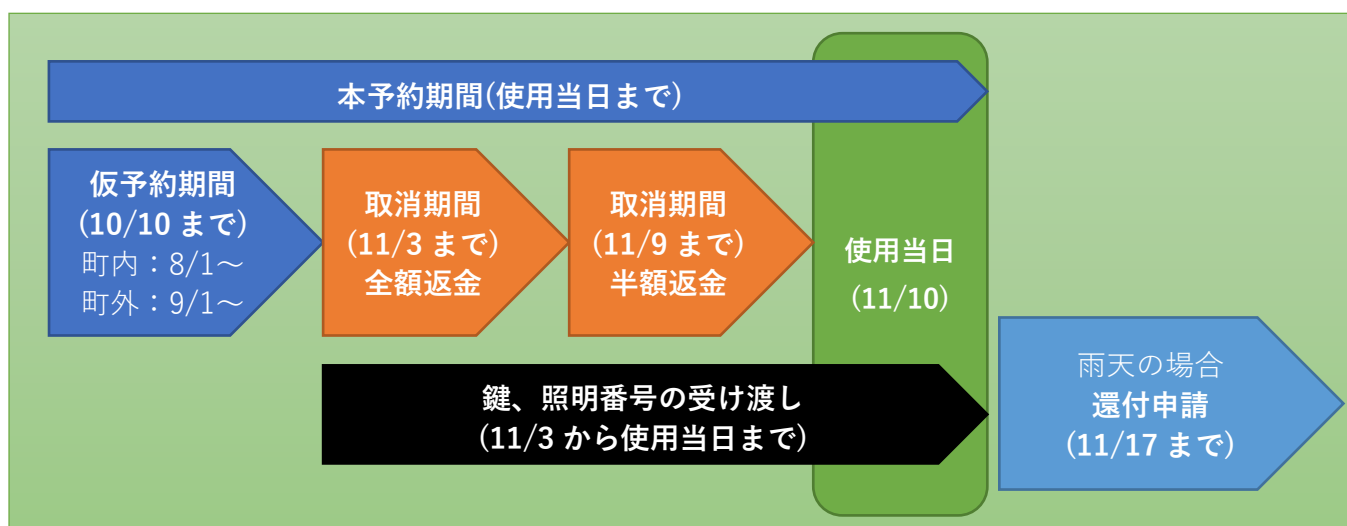
変更その⑥ 鍵の受け渡し、夜間照明番号の発行について 【グラウンド・テニスコートのみ】

- 鍵の受け渡し、夜間照明番号(※)の発行は、ご使用日の1週間前から行います。既に本予約の場合は、発行済みの「施設使用許可書」を持参のうえむくのきセンター窓口にお越しください。
※池谷公園テニスコートはカード発行となります。

例) 8月10日むくのきセンターをご使用の場合



例) 11月10日屋外施設をご使用の場合



❖ むくのきセンター及び町内体育施設は、NPO 法人精華町体育協会が指定管理者として管理・運営を行っています

【指定管理者】 精華町体育協会(むくのきセンター内) 電話 0774-98-0200